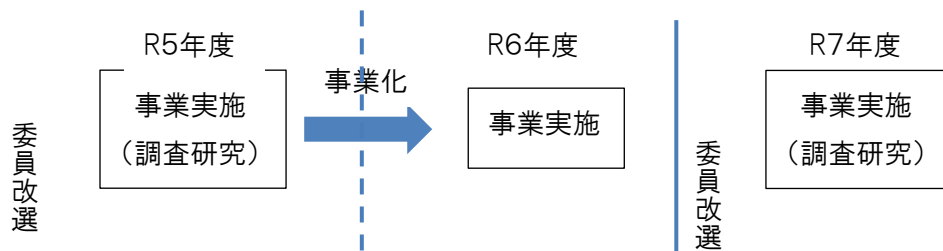


## 令和6年度 東区自治協議会提案事業について

## 1 自治協議会提案事業の方向性

第8期（令和3・4年度）以降の方向性について、基本的な考え方として、委員任期である2年間を一区切りとして取り組むこととし、1年目は地域課題の調査研究を実施し、2年目にそれを踏まえた事業を実施することとしている。

委員任期1期2年のうち、1年目は地域課題の調査研究（ニーズ調査等）を行い、2年目にそれを踏まえた事業を実施する。課題を掘り下げたうえで、解決に向けた事業実施につなげる仕組みとする。



## 2 令和6年度の事業について

各部会の調査研究に基づき事業を実施する。

## 3 予算額

(仮)東区民意調査を踏まえ、提案事業検討部会で検討、決定する。

## 4 スケジュール

時 期		東区自治協議会	各部会	提案事業検討部会
7月	26日	第4回協議会 ・提案事業について説明		
8月	31日	第5回協議会		
9月	上旬		テーマ決定、事業概要を検討し、予算額について意見交換を行う	
	28日	第6回協議会		R6 予算額の決定
10月	26日	第7回協議会 ・提案事業検討部会から 予算額の報告→決定		

※提案事業検討部会は、会長及び副会長、各部会長、副部会長を含む若干名で組織する。